

台風、大雨に備える

台風や大雨は、毎年大きな被害をもたらします。日頃から、気象情報などに注意して、いざという時に適切な行動がとれるように備えましょう。

《危機管理・防災課》



桑飼上地区(令和5年8月台風7号)

警戒レベルによる避難情報が発表されたら

これから梅雨や台風による豪雨で洪水が起こりやすくなる「出水期」を迎えます。国や市から避難情報(警戒レベル)などを段階でお知らせします。市からは「警戒レベル3」以上を防災行政無線やまいづるメール配信サービス、ラジオ(FMまいづる)などでお知らせします。その他、スマホ・タブレット向けのアプリ「舞鶴防災アプリ」では最新情報をお届けしています。
(関連・女性の視点での災害時の備え 21ページ)

警戒レベル1・2
雨の降り方などに注意し、気象情報入手しましょう。

警戒レベル3「高齢者等避難」
避難に時間のかかる高齢者などは避難を開始し、その他の人たちは避難の準備を始めましょう。

警戒レベル4「避難指示」
速やかに安全な場所へ全員避難しましょう。

警戒レベル5「緊急安全確保」
命の危険が迫っています。身を守る最善の方法を取ってください。

避難情報等(警戒レベル)			
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等
5	災害発生または切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保
~~~~~(警戒レベル4までに必ず避難! )~~~~~			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を 確認	大雨・洪水注意報
1	今後の気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報

市から発表

河川水位や雨の情報(警戒レベル相当)		
警戒レベル相当	防災気象情報(警戒レベル相当)	
	浸水の情報(河川)	土砂災害の情報(雨)
5相当	氾濫発生情報	大雨特別警戒(土砂災害)
4相当	氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
3相当	氾濫警戒情報 洪水警戒	大雨警戒
2相当	氾濫注意情報	—
1相当	—	—

## 防災アプリの搭載機能

### 危険が一目で分かる防災シグナル

舞鶴市に危険が迫ると色の変化でお知らせします。

### 気象や河川の情報をいつでも確認

雨雲レーダーや台風情報など、リアルタイムでの気象情報や河川カメラ、水位計を確認できます。

### 防災マップで災害リスクを確認

浸水想定区域や土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域、被害状況などを確認できます。また、市のハザードマップや避難所、河川の水位などの情報を地図上で確認できます。

### 避難所を確認

開設している避難所の確認や近くの避難所を検索できます。

### 使う人に合わせた機能を搭載

スマホの利用に慣れていない人にも分かりやすくシンプルな「かんたんモード」機能を搭載。日本語以外にも、英語や中国語(繁体・簡体)、韓国語に対応しています。

「かんたんモード」画面▶

その他にも  
災害時に役立つ  
豊富な機能を  
搭載!



**防災アプリ  
早めのダウンロードを**  
災害の発生時やその恐れがある場合に、市民一人ひとりの手元に確実に、より分かりやすく防災情報を届ける「舞鶴防災アプリ」。  
このアプリは、豊富な機能を搭載しています。出水期に向け「いつか」ではなく「今すぐ」ダウンロードしましょう。右下コードからダウンロード可。  
▼詳しくは、危機管理・防災課(☎66・1089)へ。



今すぐ、  
ダウンロード!

舞鶴  
防災

舞鶴防災アプリ  
で検索

舞鶴防災アプリ

ダウンロードは  
こちらから



危険を知らせる防災シグナル



昨年8月の台風7号により、市内でも浸水や土砂崩れなど、甚大な被害を受けました。それを教訓に災害発生時の被害を最小限にするため、新たな補助制度を創設します。

### 山から地域を元気にする 事業費補助金

関連する  
補助制度も  
あります

森林や里山、放置竹林の整備などの地域活動を支援し、地滑りなどの災害発生リスクの低減など、森林の持つ公益的機能の維持・向上を目指します。

補助額(50平方メートル以上が対象)  
**100平方メートルあたり20万円**  
(補助上限50万円)

◆補助対象経費  
作業日当や安全器具、整備機械の購入レンタル費、機械修繕費、傷害保険料、燃料費、伐採や木材搬出処分の委託費など

◆申請方法  
6月28日(金)までに申請用紙を農林課(☎66・1030)へ。詳しくは、市ホームページで確認。右コードからアクセス可。



### 舞鶴市住宅等土砂災害対策 改修支援事業費補助金

市内には、土砂災害特別警戒区域(急傾斜)が約1,200箇所あります。災害時でもこれらの区域にある住居の安全性を保てるよう、改修する費用を補助する制度を創設します。

補助金の申請開始時期などについては、改めて広報まいづるなどでお知らせします。

◆問い合わせ先  
住宅課(☎66・1050)

